

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十一号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、自動車税の環境性能割の税率の適用区分を見直す等を行う。

二 内容

(一) 個人県民税

住宅借入金等特別税額控除の特例措置の適用期限を令和十七年度まで延長する。

(二) 不動産取得税

ア 住宅及び土地を取得した場合に税率（本則四％）を三％とする特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長する。

イ 宅地及び宅地比準土地を取得した場合に課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長する。

ウ 一定の新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅用土地を取得した場合に税額を減額する特例措置の適用期限を令和五年三月三十一日まで延長する。

(三) 軽油引取税

特定用途に対する課税免除の特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長する。

(四) 自動車税

ア 環境性能割

(ア) 環境性能に応じて定める税率の適用区分を見直す。

(イ) 自家用の乗用車を取得した場合に税率を一％分軽減する特例措置の適用期限を令和三年十二月三十一日まで延長する。

(ウ) 公共交通移動等円滑化基準に適合したバス及びタクシー（いずれも新車に限る。）を取得した場合に課税標準から一定額を控除する特例措置の適用期限を令和五年三月三十一日まで延長する。

(エ) 先進安全技術を搭載したバス及びトラック（いずれも新車に限る。）を取得した場合に課税標準から一定額を控除する特例措置の適用期限を令和五年三月三十一日まで延長する。

イ 種別割

(ア) 燃費性能等が優れた自動車の税率を軽減する特例措置の適用期限を令和五年三月三十一日まで延長する。

(イ) 一定年数を経過した自動車の税率を概ね十五%重くする特例措置の適用
期限を令和五年三月三十一日まで延長する。

(五) その他

地方税法等の改正に伴う規定の整備を行う。

三 施行期日

令和三年四月一日